

府政防第753号
法務省司司第280号
平成28年6月21日

熊 本 県 知 事 殿
(知事公室危機管理防災課)

内閣府政策統括官 (防災担当)

法務省大臣官房司法法制部長

「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について (依頼)

標記政令については、平成28年6月21日に閣議決定され、平成28年6月24日に公布・施行される予定です。

本政令の性格上、被災された地域住民の方々に対する制度の周知が極めて重要と考えております。

つきましては、本政令の緊急性に鑑み、貴県におかれましては、速やかに本政令の趣旨、内容について関係職員へ周知徹底いただきたく特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、今後、地域住民等への情報提供に努めていくこととしておりますが、貴県におかれましても、必要に応じ、関係市町村、関係団体、報道機関、地域住民等へ情報提供方、御配慮くださいますようお願い申し上げます。

政令第 号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条」を「第七条」に改める。

本則に次の一条を加える。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十一年三月三十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案
新旧対照条文

○ 平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。</p> <p>第三条～第六条（略）</p> <p>（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。</p> <p>2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十一年三月三十一日とする。</p>	<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を指定する。</p> <p>第三条～第六条（略）</p> <p>（新設）</p>